

鎌ヶ谷市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託に係る  
委託候補者選考委員会設置要領

(設置)

第1条 鎌ヶ谷市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託(以下「業務委託」という。)を受託する候補者(以下「契約候補者」という。)を選考するため鎌ヶ谷市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、業務委託の契約候補者を選考するため、審査を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、人数は委員長を含め5人で組織するものとする。ただし、業務委託に係る申請を行った者と利害関係を有する者は、委員になることができない。

- (1) 市民生活部長
- (2) 市民生活部次長
- (3) 企画財政課長
- (4) 契約管財課長
- (5) 商工観光課長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から業務委託の契約締結に至る日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は市民生活部長を、副委員長は市民生活部次長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員会は、契約候補者の選定について審査した結果を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も

同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、商工観光課において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和8年1月9日から施行する。
- 2 この要領は、キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託に係る契約候補者を選定した日をもって、その効力を失う。